

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 3 日

島根県警察本部長 中村 振一郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
文書送送業務委託
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
- (3) 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）についての未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

- (8) 島根県内に本社、本部、支店、支部等のいずれかがあること。
- (9) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。
- (10) 過去 5 年以内に国又は地方公共団体と同種・同規模以上の契約を締結し、履行した実績があること。
- (11) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8510 島根県松江市殿町 8 番地 1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110 内線 2241~2243
FAX 0852-28-7111
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
令和 8 年 3 月 3 日（火）から令和 8 年 3 月 16 日（月）までの間、上記(1)の場所において交付する。（交付時間は、島根県の休日を守る条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。）
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 入札及び開札の日時、場所等
 - ア 日時
令和 8 年 3 月 26 日（木）午前 11 時 00 分
 - イ 場所
島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階 聴聞室
 - ウ 開札
即時開札

5 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札参加希望者に要求される事項
 - ア この入札に参加を希望する者は、令和 8 年 3 月 16 日（月）正午までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書及び提出書類（以下、「申請書等」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

イ 提出された申請書等に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された申請書等に不備があり、補正することを求められた場合は、指定する日時までに遅滞なく申請書等の補正を行うこと。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

(10) 本件契約に係る予算が議会において議決されない場合、入札は行わないこととする。